

社会福祉法人 栄光会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 栄光会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄光会の定款第8条及び、第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第9条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち理事であって、この法人の事業所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、別表に定める常勤役員報酬月額表に基づき支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 報酬
- (2) 退職慰労金

2 評議員及び役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表(A)に定める常勤役員報酬月額表に基づき、理事長が理事会、評議員会の承認を得て決定する。

- 2 評議員会出席の評議員の報酬は、別表(B)に定める評議員の報酬日額に定める額とする。
- 3 役員会出席の役員の報酬は、別表(C)に定める役員の報酬日額に定める額とする。

(退職慰労金の支給額)

第5条 常勤役員の退職慰労金の額は次の算式によって得た範囲内とする。

- 1) 退職慰労金の額＝退任時の報酬月額×役員在任年数×功績倍率

2) 常勤役員の功績倍率は次の通りとする。

イ) 在任期間中に報酬を受け取っていた者については、1.8

ロ) 在任期間中に報酬を受け取っていない者については、3

(功労加算金)

第6条 退職役員のうち、理事会、評議員会で理事、評議員総数3分の2以上の決議により、特に功績顕著と認められる役員に対しては、第5条により算出した金額に加算することができる。

(特別減算)

第7条 退職役員のうち、在任中特に重大な損害を法人に与えたものに対し、理事会、評議員会の過半数の決議により、第5条より算出した金額を減額、もしくは支給しないことができる。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給額は、栄光会給与規程の定めるところによる。

3 非常勤役員及び評議員には、実態に応じて交通費または旅費規程に定める旅費を支給することが出来る。

(準用)

第9条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項（支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、別に定める職員を対象とする給与規程を準用する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

別表

(A) 常勤役員報酬月額表

	月額
第 1 号	100,000
第 2 号	130,000
第 3 号	160,000
第 4 号	190,000
第 5 号	220,000
第 6 号	250,000
第 7 号	280,000
第 8 号	310,000
第 9 号	340,000
第 10 号	370,000
第 11 号	400,000
第 12 号	430,000
第 13 号	460,000

	月額
第 14 号	490,000
第 15 号	520,000
第 16 号	550,000
第 17 号	580,000
第 18 号	610,000
第 19 号	640,000
第 20 号	670,000

(B) 非常勤の役員の報酬

評議員の報酬日額

評議員会出席の都度、報酬として一人一律5,000円  
上記の他、法人・施設業務のための出勤5,000円

(C) 役員の報酬日額

理事会及び評議員会出席の都度、報酬として一人一律10,000円  
上記の他、法人・施設業務のための出勤10,000円

監事による監査等についても、一人一律10,000円  
上記の他、法人・施設業務のための出勤10,000円